6－1．一種免許状取得までの一般的な流れ（新課程）

新課程

	1年次	2年次	3年次	4年次
必要単位の修得	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目として、総合科目「日本国憲法」、必修の体育、情報、語学を修得。			
	1・2年次：教育学部の持ち出し専門科目より、「教育の基礎的理解に関する科目」等を修得。 3・4年次：1・2年次に修得しきれなかった単位及び各学部開設の「教科に関する専門的事項」の科目を修得。			
学校体験活動			希望により、「学校体験活動」を修得。 ※中学2単位、高校1単位まで教育実習の単位に代えられる。余剰修得単位は、「大学が独自に設定する科目」に含めることができる。	
教育実習	一部の入学年度の学生は3年次における実施が可能となっている。詳細は便覧本文参照。	「内諾書」は、教育実習生として受け入れることを、実習校が了承したことを示す書類です。 学生本人が実習校から受領し、大学に提出します。	実習校から「内諾書」を入手し、大学に提出 ※期限がある学校もあるため、できるだけ早く入手	5月～11月頃の間に教育実習 （日程は実習校との調整による） 実施時点までに、実習教科の「各教科の指導法」4単位を修得済みであること 実習の時期に応じてどちらかに出席必須
介護等体験（中学免許のみ）	1年前倒しての体験も可。 （2年次講習会出席、3年次体験参加）		「教育実習」 「介護等体験」 「教職実践演習」申込期間 4月～9月の指定日まで ※ただし、自身の書類準備等が必要となるため、できるだけ余裕を持って早めに申込むこと。	6月～2月頃の間に介護等体験 （日程は施設・学校との調整による）
教職実践演習	履修カルテの作成		「教職実践演習」のみ、開講年度の5月の指定日まで申込可。 ※ただし、計画的に履修をし、「教育実習」「介護等体験」と同時に申込をしておくことが望ましい。	教職実践演習受講
その他手続き	4月中旬頃（未定）駒場キャンパス教職ガイダンス（出席自由）		2月上～中旬頃（未定）事前指導 1日目 3月上～中旬頃（未定）事前指導 2日目 介護等体験マニュアルノート購入 介護等体験講習会（※冬頃実施、出席必須） 4月上旬頃 書類（調査票）の提出 4月上旬頃 介護等体験費用振込 振込控の提出 体験可能日程申請 3月下旬～4月上旬頃 健康診断・抗体検査	4月頃 学研災（付帯賠償責任保険）加入 7月頃 教員免許状一括申請 申込 2月頃 一括申請手数料振込 11月頃 宣誓書提出 7月頃 教育実習まとめの会 11月頃 教育実習まとめの会
				免許状取得 ※「一括申請」により免許状を取得した場合、原則として卒業・修了日に交付